

千葉県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関する取扱要領

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）、及び千葉県使用料及び手数料条例（昭和31年3月31日条例第6号。以下「手数料条例」という。）の定めにあるもののほか、これらに関する取扱いを定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語の定義は、法、政令及び省令によるものとする。

- 一 確保計画 法第11条第1項並びに第2項及び第12条第2項並びに第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（変更があったときは、その変更後のもの。）をいう。
- 二 適合性判定 法第11条第1項並びに第2項及び第12条第2項並びに第3項に規定する確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
- 三 登録省エネ判定機関 法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- 四 向上計画 法第29条第1項及び第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。）をいう。
- 五 基準省令 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）をいう。
- 六 品確法 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）をいう。
- 七 登録住宅性能評価機関 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- 八 設計住宅性能評価書 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。
- 九 建設住宅性能評価書 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。
- 十 検査済証 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項、第18条第22項、又は第18条第26項に規定する検査済証をいう。

十一 手数料 手数料条例別表第一財産又は事務の種類「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づくもの」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）に基づくもの」で設定されている額

第2章 適合性判定

（適合性判定に係る確保計画に添付する図書）

第3条 省令第3条第1項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 代理者によって確保計画を提出する場合における当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）又はその写し。
- 二 確保計画が建築物の増築又は改築に係るものである場合にあっては、当該確保計画に係る建築物の部分が現に存することとなった日を証する図書又はその写し

（適合性判定に係る手数料条例の扱い）

第4条 手数料条例における「工場、倉庫その他これらに類する用途として知事が定めるもの」とは、建築基準法上の用途が、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設とする。

（確保計画の軽微な変更）

第5条 建築主は、省令第5条の規定による確保計画に軽微な変更がある場合にあっては、軽微な変更に関する説明書を作成し、提出するものとする。

- 2 建築主は、省令第13条の規定により確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める場合にあっては、変更後の確保計画に関する書類として、軽微変更該当証明申請書（正本及び副本）を作成し、それぞれ省令第3条第1項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の適合性判定に要した書類（変更に係る部分に限る。）を知事に提出するものとする。
- 3 代理者によって前項の申請をする場合にあっては、委任状又はその写しを添えて申請するものとする。

（確保計画の取下げ）

第6条 建築主は、確保計画の提出又は通知をした後に、当該確保計画の適合性判定を受ける前に提出又は通知を取下げの場合にあっては、取下げ届を作成し、知事に提出するものとする。

（確保計画の取りやめ）

第7条 建築主が、適合性判定を受けた確保計画に基づく工事を取りやめる場合にあっては、取りやめ届を作成し、省令第6条第1項第一号に規定する適合判定通知書の写しを添えて知事に提出するもの

とする。

(確保計画の名義変更届)

第8条 確保計画の適合性判定の通知を受けた建築主は、当該判定に係る建築物の建築が完了する前に、建築主の名義に変更があったときは、名義変更届を作成し、省令第6条第1項第一号に規定する適合判定通知書の写しを添えて知事に提出するものとする。

(確保計画の報告)

第9条 建築基準法第7条の規定による完了検査申請(建築基準法第18条の規定による工事完了通知)をする建築主は、省エネ基準工事監理報告書又はその写しを建築主事に提出するものとする。

2 前項の場合のほか、法第15条第1項の規定による報告を求められた建築主は、確保計画の状況について報告書(正本及び副本)を作成し、知事に提出するものとする。

第3章 性能向上計画認定

(向上計画の認定の申請書に添付する図書)

第10条 省令第20条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 代理者によって向上計画を申請する場合における委任状又はその写し。
- 二 登録省エネ判定機関により建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合することを証する技術的審査適合証が交付されている場合 当該技術的審査適合証又はその写し
- 三 登録住宅性能評価機関により建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合することを証する技術的審査適合証が交付されている場合は、当該技術的審査適合証又はその写し
- 四 住宅品質確保法第六条第一項の設計住宅性能評価書(断熱等性能等級が等級5以上及び一次エネルギー消費量等級が等級6以上であることを証するものに限る。)が交付されている場合 当該設計住宅性能評価書又はその写し

2 省令第20条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、前項第二号から第四号までに掲げる図書のいずれかを知事に提出する場合における省令第20条第1項の表の(い)項に掲げる各種計算書とする。

3 第1項第二号から第四号までに掲げる図書を計画に添付する場合、正本に写し、副本に原本を添付するものとする。

(向上計画に係る手数料条例の扱い)

第11条 手数料条例別表第一の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の「申請に係る建

建築物エネルギー消費性能向上計画が、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等により法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これに類するものとして知事が定めるものである場合」は、前条第1項第二号から第四号までに掲げる図書のいずれかを知事に提出するものである場合とする。

(確認の申出)

第12条 法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による申出をしようとする者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認の申請書の正本及び副本のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを知事に提出するものとする。

- 一 申出に係る向上計画が、建築基準法第6条第1項の規定による確認にあたり同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するものである場合 建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書
- 二 建築基準法第93条第1項の規定により消防長又は消防署長の同意を得る必要がある場合 建築基準法第6条第1項の確認申請書の副本

2 法第30条第2項の規定による申出をしようとする者は、建築基準法第六条の三第一項ただし書に規定する構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするよう申出をすることができる。この場合において、当該審査部分については、前項第一号の規定は適用しない。

(向上計画の軽微な変更)

第13条 建築主は、省令第25条の規定による向上計画に軽微な変更がある場合にあつては、軽微な変更に関する説明書を作成し、知事に提出するものとする。

- 2 建築主は、省令第28条の規定により向上計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める場合にあつては、変更後の向上計画に関する書類として、軽微変更該当証明申請書(正本及び副本)を作成し、それぞれ省令第20条第1項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の向上計画に要した書類(変更に係る部分に限る。)を知事に提出するものとする。
- 3 代理者によって前項の申請をする場合にあつては、委任状又はその写しを添えて申請するものとする。

(向上計画の取下げ)

第14条 建築主は、向上計画の申請をした後に、当該向上計画の認定を受ける前に申請を取下げる場

合にあつては、取下げ届を作成し、知事に提出するものとする。

(向上計画の取りやめ)

第15条 建築主が、認定を受けた向上計画に基づく工事を取りやめる場合にあつては、取りやめ届を作成し、省令第24条第1項に規定する認定書の写しを添えて知事に提出するものとする。

(向上計画の名義変更届)

第16条 向上計画の認定の通知を受けた建築主は、当該認定に係る建築物の建築が完了する前に、建築主の名義に変更があつたときは、名義変更届を作成し、省令第24条第1項に規定する認定書の写しを添えて知事に提出するものとする。

(向上計画の報告)

第17条 向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した建築主は、法第32条の規定により向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書を作成し、当該各号に定めるものを添えて知事に提出するものとする。

一 当該建築物の検査済証の写し。なお、建築確認が不要な場合は、2面以上の建築物の外観写真とする。

二 工事監理報告書又はその写し

2 前項の場合のほか、法第32条の規定による報告を求められた建築主は、向上計画の状況について報告書（正本及び副本）を作成し、知事に提出するものとする。

附則（令和3年4月1日 建第949号）

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和4年3月31日 建第1234号）

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和4年9月29日 建第653号）

(施行期日)

1 この要領は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前にされた法第34条第1項の認定の申請であつて、この要領の施行の際、

まだその認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

- 3 この要領の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる法第35条第1項の認定を受ける建築物エネルギー消費性能向上計画の変更については、この改正後の要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和5年3月28日 建第1371号）

（施行期日）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和6年3月27日 建第1237号）

（施行期日）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則（令和7年3月28日 建第1585号）

（施行期日）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。